

電 気 料 金 プ ラ ン 約 款

【アルビレックス新潟応援プラン】

2021年 3月 1日実施

越後天然ガス株式会社

電気料金プラン約款【アルビレックス新潟応援プラン】

目次

1. 適用	1
2. 電気料金プラン約款の変更	1
3. 適用条件	1
4. 供給電気方式、供給電圧および周波数	2
5. 契約電流および契約容量	2
6. 電気料金	3
7. 契約電流等の変更	3
8. アルビ応援プラン約款の廃止	3
附 則.....	4
別 表.....	5

1. 適用

(1)電気料金プラン約款【アルビレックス新潟応援プラン】（以下「アルビ応援プラン」といいます。）は、当社の低圧電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

2. 電気料金プラン約款の変更

(1)当社は、アルビ応援プランを変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。

(2)消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、アルビ応援プランを変更するものとし、あらかじめお客さまにお知らせいたします。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気料金プラン約款によります。

(3)当社は、アルビ応援プランの変更を行なう場合は、その内容について個別に通知する方法または当社のホームページに掲載する方法等によりお知らせいたします。

3. 適用条件

(1)電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、お客さまの申し込みにもとづき、当社が承諾した場合にアルビ応援プランを適用いたします。

イ 契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。または契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、50キロボルトアンペア以下であること。

ロ 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量（以下「契約電流等」といいます。）と契約電力との合計（この場合、10アンペアあたりもしくは1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

(2)当社は、アルビ応援プランを解約もしくは他の料金プランへ変更されたお客さまから、再度同一需要場所において、アルビ応援プランの申し込みをいただいた場合、その申込日が過去の契約の解約日または他の料金プランへ変更された日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または他の料金プランへ変更された場合は、この限りではありません。

(3)1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)イに該当し、かつ、(1)ロの契約電流等と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5. 契約電流および契約容量

(1)当社は、託送約款等にもとづき、契約電流または契約容量のどちらかを設定します。

(2)契約電流は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただく契約電流の値等に決定することがあります。また、イの場合で、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。

イ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

ロ 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。

(3)契約容量は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表1（契約容量および契約電力の計算方法）により計算された値に決定することがあります。

イ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

ロ 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値とします。

(4)当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。また、契約容量が、(2)ただし書きにもとづき、契約主開閉器の定格電流より計算された値となる場合には、あらかじめ契約主開閉器を設定していただき、当社および当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認します。

6. 電気料金

(1)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。なお、消費税相当額を含みます。

イ 電流契約

契約電流40アンペア	1,320.00円
契約電流50アンペア	1,650.00円
契約電流60アンペア	1,980.00円

ロ 容量契約

契約容量1キロボルトアンペアにつき	330.00円
-------------------	---------

(2)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。なお、消費税相当額を含みます。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18.58円
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25.08円
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28.69円

7. 契約電流等の変更

- (1)当社が、お客さまからの契約電流等の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2)お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流等を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流等を変更することはできません。
- (3)契約電流等の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（本約款等の変更）(4)に準じます。

8. アルビ応援プラン約款の廃止

- (1)当社は、アルビ応援プランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3)アルビ応援プランの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（供給約款の変更）(4)に準じます。

附 則

1 アルビ応援プランの実施期日

アルビ応援プランは、2021年3月1日から実施いたします。

別 表

1. 契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

(1)供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times (1 \div 1,000)$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(2)供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times (1 \div 1,000)$$